

スクールソーシャルワーカー養成に関する現状と課題

高橋 賢充

1. 研究目的

一般社団法人日本社会福祉士養成校協会によると、2016年4月の時点で、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業の認定を受けているのは41校である。その内、専門学校は2校となっている。近年、学校におけるいじめの問題や教職員の不適切な児童生徒への関わりなどが社会問題となり、学校生活を要因とする児童生徒を取り巻く諸問題に対処するスクールソーシャルワーカーの養成・確保が進められている。

文部科学省では、2015年度から全国の公立小・中学、高校に教員とは別にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、教員を支援し、複雑化する課題に「チーム学校」として対応するしくみづくりの検討を始めた。

一方、社会福祉系学部を持つ大学における社会福祉教育においては、近年スクールソーシャルワーカー養成課程の教育内容の模索が続けられている。

本論では、スクールソーシャルワークの対応課題として、児童生徒を取り巻く環境及び、教職員の児童生徒への関わりに注目し、スクールソーシャルワーカー養成における課題を明らかにするとともに、スクールソーシャルワーカー養成の論点について検討することを研究目的とする。

2. 研究方法

我が国の最近の学校教育におけるソーシャルワーカー養成に向けての現状と課題について、国の問題認識及び制度施策を整理するとともに、教育現場における児童生徒を取り巻く状況と課題を文部科学省等の関係資料より概観する。そして、地域におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する現状と課題を明らかにするために、北海道及び札幌市におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する現状と課題をとりあげる。よって、スクールソーシャルワーカー養成に係る現在の課題を以下の視点から考察する。

- 1) 行政、学校へスクールソーシャルワーカーの役割、機能等についての理解
- 2) 一人ひとりの子どもの尊厳について
- 3) スクールソーシャルワーカーの基礎資格と専門性について
- 4) スクールソーシャルワーカーの学校内での役割について
- 5) スクールソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点

3. 教育相談体制等に関する児童生徒を取り巻く課題

さて、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議」によると、児童生徒を取り巻く課題として、「不登校、いじめや暴力行為等問題行動、児童虐待等の件数は増加傾向にあり、特に、児童虐待対応件数は大幅に増加している。また、相対的貧困率も依然として高い傾向にある状況において、心理的、経済的に困難を抱えている児童生徒が増加していると考えられる。さらに、災害及び突発的な事件・事故等により、児童生徒が深刻な心理的影響を受けることもある。」と論じている。

また、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（子どもの貧困対策会議決定）」によると、「近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している」としており、平成27年8月28日には、すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策及び児童虐待防止対策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」及び「児童虐待防止対策強化プロジェクト（施策の方向性）」をとりまとめた。

これらの課題を踏まえ、スクールソーシャルワーカーの視点から子どもをとりまく諸課題をとらえる場合、「教育現場で顕在化する諸問題」と、その問題を取り巻く「家庭の生活課題や地域におけるつながりの希薄化等」その他の事象に伴う地域社会（環境）のあり方について検討していくことが喫緊の課題であると考ええる。

4. 我が国の学校教育におけるスクールソーシャルワークに関する諸課題

スクールソーシャルワーカーを養成するにあたっては、現在のスクールソーシャルワークの実態を知識として学び、その課題を明らかにし、今後のスクールソーシャルワークの展開について考えていくことが必要ではないかと考える。以下に、スクールソーシャルワークの現状について国の取り組み状況と課題について概観する。

1) スクールソーシャルワークに関する文部科学省の問題認識と施策等

2017年1月、文部科学省初等中等教育局長の諮問機関である教育相談等に関する調査協力者会議が、教育相談体制の今後の方向性等について、「児童生徒の教育相談の充実について～学校教育相談体制づくり～」に取りまとめた。その中で、「事案が発生してからのみではなく、未然防止、早期発見、早期支援・対応、さらには事案が発生した時点から事案の改善・回復、再発防止まで一貫した支援に重点を置いた体制づくりが重要である」ことが示され、スクールソーシャルワーカーの役割はますます重要になってくると考えられる。児童生徒をとりまく諸

問題の解決を図っていくためには、個別の支援とともに、環境への働きかけや関係諸機関、あらゆる社会資源とのネットワークの構築、連携・調整などソーシャルワーカーの専門性が必要とされているからだ。

文部科学省では「スクールソーシャルワーカー活用事業」において、スクールソーシャルワーカーの人数を、2015年度現在の2,247人（予算上の積算人数）から3,047人へ、また 貧困対策のための重点加配を600人から1,200人に拡充するという目標を設定している。そして、「学校における教育相談に関する資料 平成27年12月17日 文部科学省初等中等教育局 児童生徒課」によると、いじめ、児童虐待、不登校、子どもの貧困、暴力行為、自殺の6点を主な課題として提示している。

また、教育支援体制整備事業補助金として、2019年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校区に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置（「ニッポン一億総活躍プラン」）、さらに、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金により、全ての学校区において、学校地域支援本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築（第2期教育振興基本計画（平成25～29年度））することとなった。

さらに、「平成29年度児童虐待防止対策関連予算案について（平成29年2月7日（火）第3回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会）」において、① 学校へのスクールソーシャルワーカー（SSW）及びスクールカウンセラー（SC）の配置を充実。平成29年度予算案 スクールソーシャルワーカー活用事業 1,258百万円、5,047人（972百万円、3,047人）スクールカウンセラー等活用事業 4,559百万円、26,000校（4,527百万円、25,500校）とし、目標として平成31年度まで、SSWは全中学校区（1万人）、SCは全公立小・中学校（27,500校）、② 加えて、虐待対策のための重点加配（新規）、③ SSW及びSCの活用促進に向けた職務内容の明確化や、資質向上のための研修の推進を行うとしている。

2) 教育現場における児童生徒を取り巻く状況と課題

児童生徒を取り巻く課題として、「文部科学省 平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果から、「いじめの認知率の推移」、「自殺した児童生徒数の推移」、「学校内外における暴力行為発生件数の推移」、「学年別不登校児童生徒数」が増加傾向にあることが明らかになっている。また、厚生労働省による「全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数 H2年～25年」の調査結果から、全国的に、地域の子どものニーズに伴った対応が十分に実施されていないことが明らかとなった。

我が国のスクールソーシャルワーカーが現在及び今後の地域社会において、その機能と役割を十分に発揮していくためには、個別の相談活動及びエビデンスを積み重ねるとともに、エビデンスに基づいた積極的なソーシャルアクションをスクールソーシャルワーカーが担っていく

ことが求められている。このことは、困難を抱えている子どもたちのウェルビーイングの実現にとって重要な喫緊の課題である。

5. 地域におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する現状と課題

1) 北海道及び札幌市におけるスクールソーシャルワーカーの配置に関する現状と課題

北海道教育委員会（以降「道教委」という）では、2008年度から「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施し、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術や経験を有する者をスクールソーシャルワーカーとして道内の市町村に配置してきた（「平成25年度スクールソーシャルワーカー活用事業－実践事例集－」平成26年3月、北海道教育委員会）。

同事業の趣旨は、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの背景には、児童生徒が置かれた様々な環境の問題が複雑に絡み合っている」として、① 関係機関等と連携・調整するコーディネート ② 児童生徒が置かれた環境の問題（家庭、友人関係等）への働きかけなどを通して、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカー（SSW）を市町村教育委員会に配置し、教育相談体制の充実を図る、とするものである。

そこで、道教委はスクールソーシャルワーカー連絡協議会を設置し、そこにスーパーバイザー、エリアスーパーバイザー 事業実施市町村教育委員会担当者、SSW、教育局指導主事 事務局〔北海道教育庁学校教育局参事（生徒指導・学校安全）〕をメンバーとして、事業実施市町村教育委員会への指導・助言を行っている。しかしながら実際には、2016年度現在、道内179市町村のうち、スクールソーシャルワーカーが配置されているのは28市町である。残りの151市町村では配置されていない。

政令指定都市であり約200万の人口を有する札幌市（札幌市教育委員会）においては、2008年6月よりSSW活用事業を実施した。札幌市立のすべての小学校、中学校、高校、特別支援学校の300校以上を対象に2名の配置でスタートしている。札幌市は事業実施にあたり、専門資格を有することを条件にしたことから社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有し、また結果として両名とも福祉現場で実際にソーシャルワーカーとして経験も有する専門家を配置することになった（日置真世「スクールソーシャルワーカーからみるこれからの子ども家庭支援のあり方：当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性」2010-03-25）、子ども発達臨床研究2010第4号、北海道大学」とある。

2015年度は、9人のスクールソーシャルワーカーが配置された。学校長から派遣要請があった場合など、必要に応じて各学校に派遣した（札幌市教育委員会「平成28年度教育委員会事務点検・評価報告書～平成27年度事業・取り組み～」，施策2-5-2 スクールソーシャルワーカーの活用 スクールソーシャルワーカー，p32～33）とある。同報告書によると、スクールソーシ

ャルワーカーの増員とその成果として「①スクールソーシャルワーカーを1人増員することで、相談体制を強化し、より多くの相談に対応することができた。②スクールソーシャルワーカーが家庭に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを構築したりするなど、連携や調整をする役割として専門性を発揮することで、学校が長期間関わることのできなかった児童生徒や保護者と関わるができるようになるなど、問題の解決に向け、学校等を支援することができた。」としている。相談・対応件数は、平成25年度は127件であったが、2015年度は172件となっている。

また、札幌市は「課題と今後の方向性」として、①連携体制の改善として、困難事案を抱えている学校は、スクールソーシャルワーカーの活用によって問題の短期解決を期待しているが、状況の改善には慎重な対応が必要であり、中長期的な時間を要することが多い。そのため、学校や関係機関に対し、状況の改善には継続的な関わりが必要であることなど、役割や活動について改めて理解を求め、十分な連携を図っていく。②スクールソーシャルワーカーの活動エリアを分担し、各区の担当スクールソーシャルワーカーを明確化することで、各区の保護課、家庭児童相談室等の関係機関との連携強化を図る。③学校が積極的に学校外の関係機関とも連携し、環境を改善するための取組をしていくことができるよう、学校で行われる会議や研修会において積極的にスクールソーシャルワーカーを講師として活用する、があげられている。

北海道のスクールソーシャルワークにおける課題をまとめると、まずは教育行政担当者がスクールソーシャルワークの専門性と重要性を理解すること。そして、保護者や地域の人々にも、現在学校で起きている子どもを取り巻く諸問題の解決のためには、スクールソーシャルワーカーの存在と役割が極めて重要であることを理解してもらう必要がある。

そのためには、現在活動しているスクールソーシャルワーカーの実践とエビデンスを積み重ね、教育委員会や各学校長等管理職、地域社会に対してスクールソーシャルワーカーの役割の有効性についてメゾレベルから働きかけていくことが必要である。

「教員の負担軽減に向けて、平成28年3月 札幌市教育委員会」の結果から、小中学校の教員は日常業務の煩雑性のために心身共に疲弊していることが明らかとなっている。このことから、学校教育現場において子どもの最善の利益を図っていくためには、スクールソーシャルワーカーの絶対数を増やしていかなければならない。国や自治体には何としても、スクールソーシャルワーカーの養成並びに前項配置に向けて、ソーシャルワーカーや地域住民の力を借りて、財政上の問題を乗り越えてほしい。

6. スクールソーシャルワーカー養成に係る課題

1) 行政、学校へのスクールソーシャルワーカー役割、機能等についての理解

スクールソーシャルワーカー養成課程の担当教員は、現場のスクールソーシャルワーカーとともに、学生指導と並行しながら、行政首長、教育委員会・学校現場の校長・教頭などの管理職、また教師や事務職員等、PTAなどに対して、スクールソーシャルワーカーの必要性和有効性、役割について、明確なエビデンスを示し理解を図っていく活動をしていくことが求められる。

特に、事業の実施とそれに伴うスクールソーシャルワーカーの person 費の確保の面から都道府県・市町村の首長及び教育委員会の主任指導主事等に、スクールソーシャルワーカーの役割と必要を十分理解してもらう機会を設けることを、スクールソーシャルワーカーの養成教育を行っている者と関係諸機関とが協働して働きかけていくことが重要である。

2) 一人ひとりの子どもの尊厳について

例えば、不登校やそのほかの困難を抱える児童生徒に対する解決のゴールは、必ずしも「登校できるようにすること」ではない。ソーシャルワーカーは、子どもの人権を守っていくという基盤に立ち、「子どもや保護者が感じ考える幸福とは何か」という児童生徒や保護者のニーズやウェルビーイングの実現を、ともに考え支援していくことが重要である。

これまでの学校における集団活動が最も重要であると言った視点から抜け出すことができないような児童生徒への対応は、児童生徒のための支援になるはずはない。大人や学校の都合にあわない児童生徒を問題視するような教育現場であってはならない。

3) スクールソーシャルワーカーの基礎資格と専門性について

「SSWについて（必要性に係る意識）文部科学省調べ（H27. 5）」において、調査対象学校（小中高等学校）（N=674）中、498校（73.9%）が「必要性を感じている」と回答した。

そして、2014年度の「学校における教育相談に関する資料」（平成27年12月17日文部科学省初等中等教育局児童生徒課 文部科学省）によると、雇用した実人数1,186人中、社会福祉士の配置状況は558人（47.0%）、精神保健福祉士は298人（25.1%）となっている。教員免許を持っている者は428人（36.1%）であった。また、同資料によると「支援状況」については、家庭環境の問題が最も多く13,565件、次いで不登校の12,183件、発達障害に関する問題が7,828件であり、このことから社会福祉士等を所持しているスクールソーシャルワーカーの専門性が必要であり、より多くの社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者を活用すべきである。

4) スクールソーシャルワーカーの学校内での役割について

スクールソーシャルワーカーの役割は、児童生徒の権利と尊厳を守ること、児童生徒の幸福、利益を最優先することである。児童生徒の利益を守るためには、子ども自身の抱える困難に丁寧にアクセスするとともに、児童生徒を取り巻く環境が困難を抱える児童生徒の心や生活そのものに影響していることをソーシャルワーカーは認識し支援活動を行っていくことが重要である。スクールソーシャルワークの実践は、アセスメント、ケースカンファレンス、プランニング、介入（実施）、モニタリングといったプロセスに従い行われる。

しかし、困難を抱える児童生徒を取り巻く環境をアセスメントした時に、その児童生徒自身の抱える問題が、例えば教員自身の心身のストレスや学校内の組織構成員（児童生徒を含む）の課題、または組織独特の慣習やローカル・ルール、さらには教職員同士の人間関係の葛藤などの環境問題が大きな要因になっていることがある。児童生徒が抱えている困難の背景には、児童生徒の生活上の問題だけではなく、学校という組織自体が直接的または間接的に影響を与えているからだ。

従って筆者は、スクールソーシャルワーカーは児童生徒の最善の利益・ウェルビーイングのためには、学校の教職員の職務上のストレスや葛藤、その他の業務生活上の困難などについても、支援の対象として強調するべきであると考えている。学校の教職員は業務の煩雑さや多忙によって、心身にストレスを抱えていることが知られているからである（「教員の勤務実態調査結果」札幌市教育委員会学校教育部教職員課 平成27年9月）。例えば、校種別では、小学校の職員が月平均で66.9時間と最も多く、続いて中学校の職員の66.8時間、高等学校の職員57.3時間、幼稚園の職員53.8時間、特別支援学校の職員47.2時間の順となっている。教諭の中で最も時間外勤務等が多いのは中学校の教諭で、その時間外勤務等の時間数は、月平均66.7時間である。続いて、小学校の教諭が65.5時間となっている。

また、我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない（教職員総数に占める教員の割合 日：82%、米：56%、英：51%、出典：『国際教員指導環境調査（TALIS）』）という調査結果もある。学校現場の教職員の抱えるストレスは、単に心理的な問題だけではなく、実際の職場環境や人間関係等の葛藤を含む環境要因があるので、専門スタッフの増員が求められるのだ。

7. スクールソーシャルワーカー養成の論点

以下に、スクールソーシャルワーカーとして求められる価値としての「児童生徒の最善の利益、児童生徒の権利擁護、児童生徒が中心、社会正義と人権、児童生徒の安心・安全な教育環境（価値・倫理を踏まえたSSWの実務）」に基づいた、スクールソーシャルワーカーの養成に必要な視点について述べる。

1) スクールソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点

一方、「スクールソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点〈最終報告〉2016年10月30日ソーシャルワーク教育団体連絡協議会『新福祉ビジョン特別委員会』」によると、以下のような中長期的な視点と論点（一部抜粋した）が述べられている。

①「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」の見直し（2014年）や、社会福祉現場のニーズの変化等を踏まえ、より広い視野から検討すべきである。②長期的には、ソーシャルワーカーの共通資格制度（「分野横断的な資格」）の創設を展望する必要がある。③今後、福祉・保健医療分野では多職種連携が求められていることを考慮すると、保健医療専門職の教育に比べて見劣りするソーシャルワーカー養成のための実習教育時間を大幅に増やすことを検討する必要がある。④生涯キャリア形成教育の体制を整備し、（社会人）大学院を含めた卒後教育や認定社会福祉士制度との連動・役割分担を検討する必要がある。⑤マクロ・メゾ・ミクロの総合的視点から、ソーシャルワークの機能に着目し、その能力を着実に習得するための教育内容に改編すべきである。⑥「新しい地域包括支援体制」が円滑に機能するためには、ソーシャルワーカーの資質向上だけでなく、福祉分野以外の専門職とのコーディネーションやネットワーキング機能の向上も必要である。⑦福祉人材が不足している状況を踏まえると、社会福祉士等が介護福祉士あるいは保育士などの複数の資格を取得する道も検討すべきである。⑧ソーシャルワーカー養成教育に従事する教員の総合的な能力向上を図るべきである。スクールソーシャルワーカーは専門性を持った個別支援のスキルとともに、ジェネラリストとしての実践が求められる。

2) 児童生徒への個別のアプローチを、心理面と生活の視点から捉えることができるスクールソーシャルワーカー

スクールソーシャルワーカーの養成には、大人が考えるような理屈（制度や社会資源の活用を含む）だけでは解決しない心理的・内面的な葛藤から解放するためのアプローチのあり方について考える授業が求められる。例えばテーマとして「大人（親、地域の大人たち、教師、ソーシャルワーカー、カウンセラー他）への信頼の回復へのアプローチの教育手法の開発を考える」などの課題を設ける。

ソーシャルワーカーの資質及び支援の質の確保のための教育が重要である。ソーシャルワーカーの役割で重要なことは、児童生徒をよく理解することだ。児童生徒自身を理解することは、児童生徒の傷ついた心を理解すると同時に、児童生徒を取り巻く人々（家族、学校教職員、友人、地域の人たち他）との関係のあり方を理解するということでもある。児童生徒を取り巻く関係性を的確に把握し理解するためには、十分な時間をかけて児童生徒や関係者と対話をする必要がある。現在、我が国においてこのような役割を担うことができそうな専

門職は、ソーシャルワーカー以外には見あたらない。

スクールソーシャルワーカーには、何らかの困難に遭遇し「苦しんでいる児童生徒の理解」が重要であり、児童生徒を取り巻く人間関係の中に、つながっている（つながりそうな）人々を探し出し、その人々と、連携・協働して具体的な課題解決へとアプローチすることが重要である。

3) 生活モデルを基盤とした教育

児童生徒と取り巻く環境との相互作用に注目し、児童生徒を見守り寄り添うことの重要性を教育課程に取り組む。そして、児童生徒自身や、児童生徒を取り巻く社会の現状と課題を発見することができ、社会変革へのアプローチができるスクールソーシャルワーカーの養成が求められる。教育現場において、権利や人格が侵害されている児童生徒を発見した場合、迅速な個別の対応とともに、「児童生徒の最善の利益」を守る視点から、社会制度や教育システムなどの課題を理解し、学校や教育制度やシステムを変革していくためのアクションを起こすことの方法や視点を学ぶ必要がある。

4) 教育・学校文化を知る、教職員の職務を理解する

- ・学校固有の文化、慣習を理解すること。
- ・学校教育法等の教育関係法、学校の教育システム、教員が教育された内容、教員の価値や教員の視点などを理解すること。
- ・教職員の教育上の困難や課題を発見し、アプローチできること。
- ・教育委員会等の教育行政機関の業務上の困難や課題を発見し、アプローチできること。

5) 児童生徒の生活や人格、権利を擁護する視点を持ったジェネラリストかつスペシフィックなスクールソーシャルワーカー

国家・地方行政（学校）が定めた教育制度、固定的な教育課程の枠と壁によって組織された学校システムの中で、自身のアイデンティティを発芽できない児童生徒がいる。例えば、学校のシステムの枠に収まれないような個性を持つ児童生徒や、学校内での人間関係や、家庭の経済的問題・家族関係に困難を抱えているような児童生徒にとって、学校は非常に「生きづらい・居づらい」場となってしまふことは容易に想像できる。児童生徒をソーシャルワーカーの視点でとらえるとすれば、一つの学校という枠で児童生徒を捉えるのではなく、児童生徒の人生を俯瞰し、その中で課題をとらえる視点が必要である。そして、学校区にとらわれないもう少し広い地域の中の生活者としての児童生徒とその家族を捉える視点を養えるようなスクールソーシャルワーカーが求められるのだろう。

6) ミクロからメゾレベルにおけるアセスメント～プランニング～介入（実践）までの理解を図る

「コミュニティの中」の生活者としての児童生徒が感じている困難をとらえることができるスクールソーシャルワーカーを求めたい。大学や大学院のスクールソーシャルワーク養成課程で学んでいる学生が、座学で学んだ事項を踏まえ、演習、現場実習において以下の各項目について、参与観察やアセスメント、プランニング、介入（想定）、モニタリング等を通し、実習指導者や実習指導教員からのスーパービジョンや指導を通して理解を深めることを提案する。

- ・当事者である児童生徒（生活面、心理面）にアプローチできること
- ・当事者ではない児童生徒にアプローチできること
- ・児童生徒の家族にアプローチできること
- ・学校の教職員、管理職にアプローチできること
- ・PTAにアプローチできること
- ・教育委員会やその他の教育関係機関にアプローチできること
- ・スクールソーシャルワーカー協会、社会福祉士会・精神保健福祉士協会等の職能団体にアプローチできること
- ・児童福祉関係機関（者）、社会福祉協議会等にアプローチできること
- ・地方行政機関にアプローチできること
- ・児童生徒が生活する地域社会（町内会・自治会、民生委員・児童委員ほか）にアプローチできること
- ・その他の地域の社会資源にアプローチできること
- ・社会変革の手法を理解し地域社会にアプローチができること

7) チーム支援：学内多職種、学校内外多職種との関係づくり

教育職・関係職種と福祉職とのアイデンティティの違いを包摂し、メゾレベルでの介入ができるスクールソーシャルワーカーの養成が必要と考える。

- ・座学や現場実習において、学校の教員、事務職員、養護教諭、栄養士、スクールカウンセラー等のそれぞれの職業的アイデンティティや価値の理解に努め、そしてソーシャルワーカーのアイデンティティや価値の違いを学び、その上で教育職員との相互理解を図るためのアクションについて学ぶ。
- ・現場実習における参与観察（教職員・児童生徒の行動、言動、姿勢、物、他すべて）、アセスメント、課題整理と解決方法の検討。
- ・学校の教員がソーシャルワークの価値や原則等を理解できるような働きかけを学ぶ。

8) 常にエビデンスに基づく行動ができるスクールソーシャルワーカー

- ・現場実習におけるスクールソーシャルワークの実践や、ゼミでの活動、学び、卒業論文指導、学位論文指導等における調査、研究を通して、スクールソーシャルワークを展開していくうえで必要とされるエビデンスについて学ぶ。また、そのエビデンスに基づいた実践ができるスキルについて理解できるスクールソーシャルワーカーを養成する。
- ・SSW実践のためのエビデンスについて、演習又は実習中のテーマとして、「児童生徒を取り巻く課題の把握の必要性を理解し、その方法について考える」。
- ・児童生徒を取り巻く諸問題・課題解決を図るための社会資源野開発の授業例として、総合相談機関の開発を学習課題とするなど、演習授業等に取り入れる。
- ・スクールソーシャルワーク教育においては、地域の中の学校という視点が必要であり、地域の社会資源をスクールソーシャルワークにおいて、どのようにコーディネート、ネットワークするのかを学ぶ。現実の課題をエビデンスとし、児童生徒を取り巻く問題が、地域社会の課題が含まれていることを理解する。

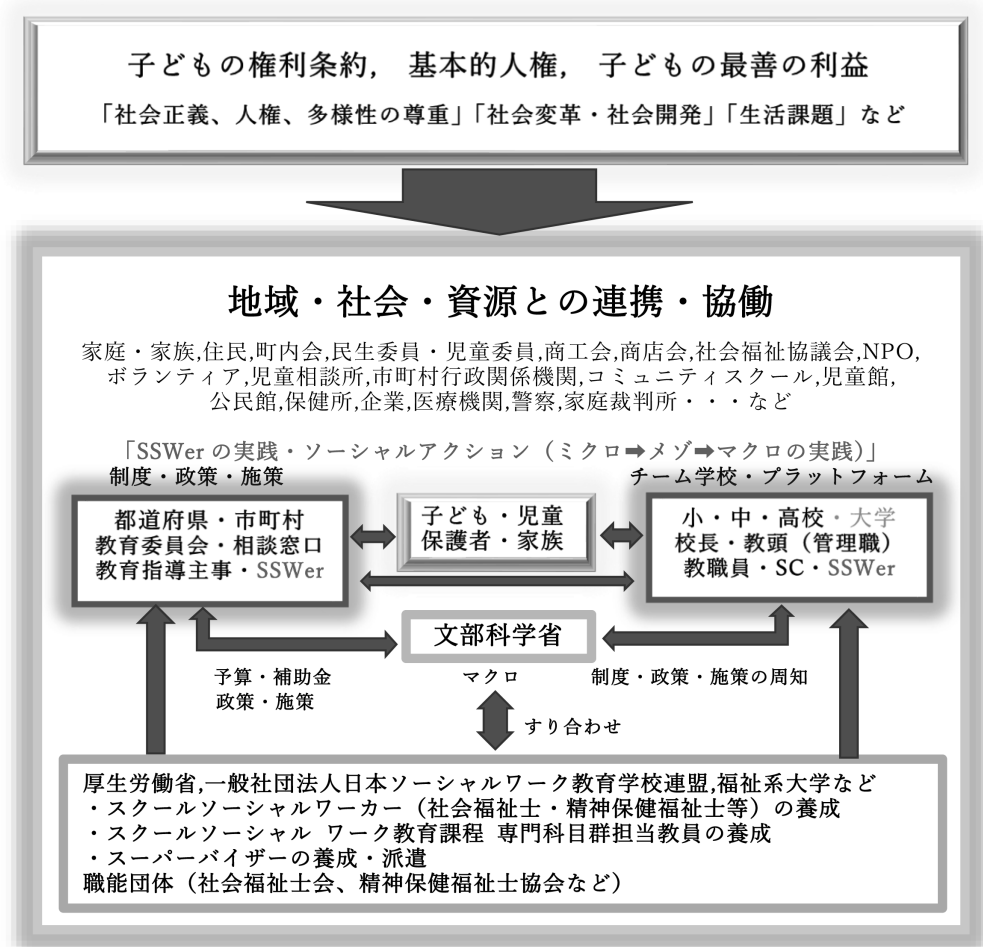
9) スクールソーシャルワーカーの自己研鑽・自己開発

柔軟性を持ち、常に学び続けることを理解するスクールソーシャルワーカーを養成することが肝要である。ソーシャルワーカーにはそれぞれ個性があり、各々の個性を生かしつつ実践活動を行っているが、長年業務に携わっていると、知らず知らずのうちに自己の支援スタイルは固定的となってしまう、柔軟性を失っていく。ソーシャルワーカーは新たな知識や他者の価値観を学び続けることが必要である。そして、何といてもソーシャルワーカーは支援対象者の人生・生活から学ぶことを忘れてはならない。

ソーシャルワーカーは、支援を必要としている児童生徒やその家族から様々な人生や生活のありようを日々学ぶことになる。すべての人は、一人ひとり異なる人生を歩み、異なる環境の中で生活をしてきたのであり、表面的には同様の問題に見えたとしても、その中身はまったく異なるものであるからだ。

ソーシャルワークの初学者である者（学生）にとって求められる学びは、ソーシャルワークの現実場面についての学びである。現実場面での課題の解決においては、①支援とは単なる一対一の関係性で完結することは稀であること、②逆に、支援対象者となる人々の人生や取り巻く環境を捉えるときに、そこには一人ひとり異なった未知なる世界が広がっている、ということの感覚を身に着けることが重要である。そのためには、支援対象者だけでなく、支援を必要と関係するすべての人（児童生徒、家族、友人、教員、その他生活で出会うすべての人たち）が学びの対象であり、その一人ひとりの人生に学ぶという視点がスクールソーシャルワーカー養成教育には必要であると考えられる。

図1 スクールソーシャルワーカー養成の理解に必要な概念とシステムの整理



筆者（高橋賢充）作成

〈参考文献〉

- 1) 「効果的なスクールソーシャルワーク事業プログラム」項目リスト-教育委員会SSW事業担当者用
大阪府立大学スクールソーシャルワーク評価支援研究所, 2017年2月20日
- 2) 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」
教育相談等に関する調査研究協力者会議, 平成29年1月
- 3) 「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」, 子どもの貧困対策会議決定, 平成27年12月21日
- 4) 「児童生徒の教育相談の充実について～学校教育相談体制づくり～」, 文部科学省初等中等教育局長の
諮問機関である教育相談等に関する調査協力者会議, 平成29年1月

- 5) 「平成27年度 スクールソーシャルワーカー活用事業 実践活動事例集」文部科学省 初等中等教育局児童生徒課, 平成28年9月29日
- 6) 「平成29年度児童虐待防止対策関連予算案について」, 第3回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会, 平成29年2月7日
- 7) 「文部科学省 平成26年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果について, 文部科学省初等中等教育局児童生徒課ホームページより (2017年10月現在)
- 8) 「平成25年度スクールソーシャルワーカー 活用事業-実践事例集-」. 北海道教育委員会, 平成26年3月
- 9) 日置真世「スクールソーシャルワーカーからみるこれからの子ども家庭支援のあり方: 当事者の主体尊重を基本とする支援の可能性」2010-03-25, 子ども発達臨床研究 2010 第4号, 北海道大学
- 10) 「平成28年度教育委員会事務点検・評価報告書~平成27年度事業・取り組み~」, 施策2-5-2 スクールソーシャルワーカーの活用, 札幌市教育委員会
- 11) 「教員の負担軽減に向けて」, 札幌市教育委員会, 平成28年3月
- 12) 「教員の勤務実態調査結果」, 札幌市教育委員会学校教育部教職員課, 平成27年9月
- 13) 「スクールソーシャルワーカー養成教育の改革・改善の課題と論点〈最終報告〉」, ソーシャルワーク教育団体連絡協議会『新福祉ビジョン特別委員会』, 2016年10月30日
- 14) 「学校における教育相談に関する資料」, 文部科学省初等中等教育局 児童生徒課, 平成27年12月17日

〈キーワード〉

スクールソーシャルワーク、スクールソーシャルワーカー、ソーシャルワーク、養成、専門職